



平成26年10月24日

環境政策課

(内2347)

平成25年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類汚染状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、平成25年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめました。

1 大気関係特定施設

(1) 大気関係特定施設については、測定対象である163施設のうち、102事業場から142施設について報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～10ng-TEQ/m³Nの範囲（平均0.60ng-TEQ/m³N）であり、排出基準（0.1～10ng-TEQ/m³N）の超過はなかった。

未報告である21施設に対しては、引き続き、巡回指導や文書指導により測定の実施を指導していく。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度(ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設	未報告 施設
		最小～最大	平均			
163	142	0～10	0.60	0.1～10	0	21

(2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉について、設置者は、ばいじん及び焼却灰延べ179検体のダイオキシン類濃度を測定しており、測定結果は以下のとおりであり、平均は過去の測定結果と比較して異常なものはなかった。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
ばいじん	75	0～5.4	0.62
焼却灰	121	0～2.2	0.053

2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水水について、紙パルプ製造業や化学工場等9事業場から報告があり、その排水水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排水基準（10pg-TEQ/リットル）の超過はなかった。

測定対象 事業場数	測定 事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排水基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
9	9	0.00028～0.37	0.044	10	0

※詳細な測定値は、別添個票（事業場別結果一覧）のとおり。

（参考）過去の測定結果は、次のとおりである。

〈排ガス〉

年 度	施設数	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設
		最小～最大	平均		
H15～H24	140～171	0～15	0.88	1～10	3施設
H12～H14	182～294	0～77	3.9	1～80	無

〈ばいじん〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H24	80～97	0～34	1.0
H12～H14	86～130	0～130	2.4

〈焼却灰〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H24	122～152	0～30	0.10
H12～H14	144～255	0～49	0.31

〈排水水〉

年 度	事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排水基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
H15～H24	9～11	0～88	0.29	10	無
H12～H14	9～11	0.000080～1.1	0.23	10～50	無